

## 10月は『全国一斉司法書士法律扶助推進月間』です。

### 民事法律扶助という制度をご存知ですか？

民事法律扶助とは、経済的にお困りの方が法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を行い（「法律相談援助」）、司法書士等の費用の立替えを行う（「代理援助」「書類作成援助」）制度です。

司法書士会では、10月を『全国一斉司法書士法律扶助推進月間』として、契約司法書士の事務所において、相談者に対する民事法律扶助制度の説明をするとともに、資力要件を満たす場合は、法律相談援助により代理援助及び書類作成援助を可能な限り受任または受託いたします。

実施期間：平成26年10月1日(水)から平成26年10月31日(金)  
まで（土・日・祝日を除く。）

場 所：県内の各契約司法書士事務所

※ 最寄りの契約司法書士事務所をお探しの方は、佐賀県司法書士会までお問い合わせください。

お問い合わせ先 佐賀県司法書士会  
TEL 0952-29-0626